⑷　債務の免除
更生会社は、追加弁済をしたときは追加弁済の日、追加弁済をしなかったときは追加弁済がない旨の通知を発した日をもって、開始前債権のうち前記⑵の第１回弁済及び⑶アの追加弁済がなされた後の残金の全額について免除を受ける。
２　前記１の定めによる各債権者に対する弁済額、弁済方法及び免除額は、別表第６号の「弁済額合計」欄､「弁済方法」欄及び「債務免除額」欄に記載のとおりである。
第５章　未確定の更生債権等に関する措置
第１節　未確定の更生債権等
更生会社についての未確定の更生債権等の件数及び総額は次のとおりであり、その債権者別の内訳は、別表第７号に記載のとおりである。
５件　176,539,833円及び額未定
第２節　未確定の更生債権等に関する措置
未確定の更生債権等が確定した場合には、確定した更生担保権につき、第４章第２節第２項、確定した更生債権につき第４章第４節第２項による権利の変更及び弁済方法をそれぞれ準用する。
ただし、この場合において、更生担保権に対する弁済の日、一般更生債権に対する第１回弁済の日は、更生計画認可決定の日から２か月を経過した日または更生債権等が確定した日から２か月を経過した日のいずれか遅い日までの日で管財人が定める日とする。
第６章　株式の取得等
第１節　株式の取得
更生会社は、認可決定時に、更生会社の発行済み全株式を無償で取得する。
第２節　株券の取扱い
前記第１節による株式の取得の効力が生じた時点で、当該取得された株式を有していた者に対し、株券の提出は求めない。
第３節　株式の消却
更生会社は、前記第１節により取得した株式全部を、第５節による募集株式の発行の効力が生ずる日に消却する。
第４節　資本金等の減少
更生会社は、以下のとおり、資本金及び利益準備金の額を減少する。
１　減少する資本金等の額
資本金　1000万円
利益準備金　５万円
２　資本金及び利益準備金の額の減少の効力発生日
第５節による募集株式の発行の効力が生ずる日
第５節　募集株式の発行
更生会社は、更生計画認可決定日以降管財人の定める日に、次の要領により募集株式を発行する。
１　募集株式の数　１株
２　募集株式の払込価格　１円
３　募集株式と引換にする金銭の払込期間
更生計画認可決定日以降管財人の定める日
４　増加する資本金及び資本準備金
資本金　１円
資本準備金　０円
５　募集株式の割当てに関する事項
管財人に割り当てる。
６　募集事項の変更
管財人は、裁判所の許可を得て、本節１ないし５の内容について変更することができる。
第６節　株主の権利の変更
株主に対する残余財産の分配は行わない。
第７章　更生会社の解散等
第１節　更生会社の解散
更生会社は、更生計画認可決定の日に解散し、服部敬（管財人）が清算人に就任する。清算人の任期は、清算結了までとする。
第２節　清算手続の結了
更生会社は、清算手続を更生手続の終結をもって結了する。
第３節　定款変更等
管財人は、必要があるときは、裁判所の許可を得て定款の変更をし、または、更生会社の清算人を選任若しくは解任することができる。
第８章　担保権等の措置
第１節　担保権の存続
別表第８号記載の担保権（以下「存続担保権」という）は、更生計画認可決定後も、別表第８号の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。
第２節　担保権の消滅等
１　別表第８号に記載されていない更生会社の財産を目的とする担保権は、更生計画認可決定と同時に消滅する。
２　管財人は、第４章第２節に基づく弁済に充てるため、別表第８号に記載の質権設定預金を取り崩すことができる。この場合には、当該取崩し部分についての質権は消滅する。
３　管財人が求めたときは、別表第８号の担保権者は、管財人による質権設定預金の取り崩しのために必要な書類を管財人に交付する。
第９章　弁済に関するその他の事項
第１節　共益債権及びその弁済方法
第１項　共益債権の現況
更生会社において、更生手続開始決定日から平成25年９月30日までの間に支払った共益債権及び同日現在の共益債権未払残高の各明細は別表第９号記載のとおりである。
⑴　支払実績　150,514,697円
⑵　未払残高　13,884,856円
第２項　未払共益債権の弁済方法
既に発生し、または今後発生する共益債権は、営業上の収益金その他をもって随時弁済する。
第２節　弁済資金の調達方法
更生債権等の弁済資金の調達方法は、事業譲渡代金及び更生会社の保有資金、売掛金の回収金等によるものとする。
第３節　予想を超過した収益金の使途
予想を超過した収益金が生じた場合には、その超過部分を更生計画による弁済資金に使用する。
第４節　争いの落着しない権利に対する措置
更生会社に属する権利で争いの落着しないものについては、その権利の実行に必要な訴訟、その他の諸手続を遂行し、可及的速やかに、判決、和解などによりその解決を図ることとする。
第５節　会社更生法第167条１項６号及び７号に該当する事項の存否、内容等
会社更生法第167条１項６号及び７号に該当する事項はない。
（別表第１号ないし第９号　省略）
大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２６年（再）第１号
宮崎県日南市北郷町大藤甲898番地８
再生債務者　王手門酒造株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　宮崎市老松１丁目５番１号　クレスコ301号　江藤利彦法律事務所　弁護士　洲崎　達也
平成26年１月31日　宮崎地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２６年（再）第１号
山形県西置賜郡小国町大字小国町163番地
再生債務者　株式会社金十商店
１　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年３月10日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成26年４月８日から平成26年４月22日まで
山形地方裁判所米沢支部

再生計画認可

平成２５年（再）第１号
宮崎県都城市山田町山田3983番地69
再生債務者　株式会社亀元コンクリート
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年１月29日　宮崎地方裁判所都城支部